

所 属 長 各 位

市 長 上 崎 勝 規

令和6年度の予算編成について（通知）

令和6年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意のうえ、手続きを進めるよう通知する。

記

内閣府の月例経済報告（9月）によると、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。

ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において「時代の転換点」とも言える構造的な変化と課題の克服に向け、構造的な賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足下での前向きな動きを更に力強く拡大すべく、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指すこととしており、少子化対策・こども政策の抜本強化、官民連携による投資の拡大と経済社会改革の実行、包摂社会の実現、地域・中小企業の活性化などに取り組むことで「成長と分配の好循環」を実現することとしている。

さらに、税収増など「経済成長の成果」を国民に還元することと、賃上げ促進や投資拡大を通じて「コストカット型経済」から転換することを掲げ、物価高対応など五つの柱とする2023年度補正予算を編成する方針としている。

一方、本市の財政を概観すると、令和4年度決算は、市税収入が上向きになったことや前年度繰越金の増収などにより、財政調整基金を取り崩すことなく決算が行え、実質単年度収支についても令和3年度に引き続き黒字となった。

ただし、地方交付税などの財源に依存する財政構造に変わりはなく、ふるさと納税の減収なども踏まえ、決して楽観視できる状況にはない。

財政健全化の指標については、地方債残高の減などにより実質公債費比率や将来負担比率は改善したものの、財政の弾力性を示す経常収支比率は、94.3%と高い状況にあり、新たな財政需要に対応していくためには改善が求められる。

また一方で、物価高騰を背景に本市においても経常経費の増加により、厳しい財政状況になることが予測される。

令和6年度において、歳入面では、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、経済情勢が緩やかに回復していることもあり、市税収入についてはコロナ禍前の水準まで回復しつつある。

一方で、ふるさと納税制度の指定団体からの取消しにより、当面の間、寄附金収

入が見込めなくなったことで、少しでも多くの自主財源確保に努めなければならない。

歳出面では、長引く物価高騰による燃料費、光熱水費などの経常経費の増加に加えて、デジタル化に向けた情報システム関連経費の増大、老朽化する公共施設の維持保全や再編に向けた取組、定年引上げや会計年度任用職員の処遇改善に伴う人件費の増加は避けられない状況であり、事務、事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行政運営を着実に進めていくことが求められる。

そのために、長期的な視点に立って定める「財政運営方針」と中期的な視点から歳入確保や歳出抑制の具体化に取り組む「第2次行政改革実施方策」を着実に進めることで、歳出削減に加えて、歳入確保に取り組み、収支均衡が図れる持続可能な行政運営基盤の確立に努めていくこととしている。

加えて、将来にわたり公共施設等を適切に維持管理し、本市の財政状況に見合った施設総量に転換を図っていくために「個別施設計画」の着実な実施に努める必要がある。

このような中、令和6年度予算は、新洲本市総合計画（後期基本計画）と第3期洲本市総合戦略に基づき、将来都市像である「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」の実現を見据え、計画に沿った施策の推進を図る考えである。

財政面では厳しい状況が見込まれるが、本市の発展のため将来構想を練り、速やかな実施に向けた取組を進めることとしている。

◇第一の柱「子どもたちへの未来投資」

◇第二の柱「活力とにぎわいへの未来投資」

◇第三の柱「安全・安心への未来投資」

を3本柱に据え、市民がこころ豊かに暮らせる未来を描けるよう、「ずっと住みたい洲本」の実現に向け、尽力していかなければならない。

これらの未来の洲本市のための新たな取組については、要求上限額を設けない所要額要求とし、創意工夫をこらし、持続可能かつ効果的なものとなるよう各部局からの積極的な提案を期待する。

各所属長におかれては、令和6年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとらわれない柔軟な発想と民間活力をうまく取り入れながら、積極的な姿勢で予算要求に臨むことを強く求めるものである。

また、令和4年度決算監査及び決算審査特別委員会での意見や令和4年度決算事務事業評価結果についても十分配慮のうえ、改善に向けての取組を加味したものとすること。

加えて、全職員がふるさと納税第三者調査委員会の最終報告による答申を真摯に受け止め、ふるさと納税関連業務に関連する法令違反や不適切な事務処理を繰り返すことのないよう、指摘がなされた問題点の改善や示された提言の実現に向けて取り組むこと。

1 予算要求基準

令和6年度予算編成方針に基づく「経常経費」、「臨時経費」区分によるものとし、予算要求基準は以下のとおりとする。

臨時経費の要求は、ふるさと納税問題第三者調査委員会からの提言を受け、今後予定する組織改編を行った後、新たな体制のもとで取り組むべきものについて予算要求を行うこととし、経常経費と区分して段階的な予算要求とする。

(1) 予算要求額の指示基準

・経常経費の指示基準

経常経費：原則として令和5年度当初予算経常経費充当一般財源の概ね97%

(第2次行政改革実施方策において各年3%、5年間で15%を削減目標)

・臨時経費の指示基準

臨時経費（新規事業を含む）：所要額要求とする

【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は厳に慎み、市民ニーズを踏まえ、施策の選択と集中に留意すること。
- ※ 経常経費は予算編成スケジュールの都合上、現組織体制による要求とし、臨時経費は、今後予定する組織改編後の体制による要求とする。
- ※ 臨時経費の要求は所要額とするが、新総合計画や第3期総合戦略の主旨を十分に踏まえたものとし、あわせて既存業の見直しの検討も行うこと。
- ※ 「サマーレビュー2020」及び「第2次行政改革実施方策のフォローアップ」の結果を令和6年度以降の予算に継続して反映していくこと。
- ※ 不用額を極力生じさせないよう、必要となる予算についての的確に見積もり、真に必要な額を精査のうえ、不用額の抑制に努めること。
- ※ 臨時経費の主な事業については、要求後、先行的に市長ヒアリングの実施を予定している。

(2) 新規事業

- ・ 未来投資のための3本柱に基づき、「ずっと住みたい洲本」の実現に向けた新たな取組を目指す事業については、上限を設けず所要額要求とし、予算編成過程においてその取扱いを検討する。とりわけ、民間活力を活かし、これらと積極的に連動しながら地域の賑わいの創出なども視野に入れて要求すること。加えて、成果指標を設定し、原則3年の終期や成果に基づく見直し時期を必ず設定すること。

(3) シーリング対象外の経費

- ・ 人件費、公債費、債務負担行為設定事業（指定管理委託等経費にかかるものは除く）

※人件費取り扱い経費について

年間を通じて雇用する会計年度任用職員の報酬・給料・職員手当・共済費等。ただし、総務課との協議が整っていないものは除く。

なお、会計年度任用職員の必要性については要求時に精査するため、新規・継続を問わず、配置の考え方を整理しておくこと。

(4) 特別会計・企業会計（一般会計からの繰出金・補助費を含む）

- ・ 特別会計、企業会計についても上記の要求基準を準用すること。

2 各分野における基本的な留意事項

(1) 歳入

① 市税

- ・物価高騰等の影響による経済動向や地方税制改正（森林環境税等）及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積もるとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、適正な予算計上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積もること。
- ・過疎対策事業債については、本市への配分枠もあり、財政課で充當方針を定め予算充當を行うことから、各所属においては(各事業債)で要求すること。

③ 国・県支出金

- ・国、県の補助制度の動向を的確に把握し、近年の補助金等の内示傾向を分析したうえで積極的に財源の確保に努めること。
- ・国の少子化対策・こども政策の抜本強化の内容や物価高騰による社会情勢の変化が予想され、その動向について把握に努め適切な対応を図ること。
- ・国、県補助事業であることを理由に安易に予算化をすることなく、本市にとっての必要性等について十分検討したうえで積極的に活用すること。

④ 使用料・手数料

- ・決算審査意見書にあるとおり、公平性確保のため特に現年度での収入未済の未然防止に向けた効果的な収納対策を講じることにより、収納率向上に努めること。
- ・受益者負担の原則、公平性の観点から、受益と負担の適正化に取り組み、的確に見積もること。

⑤ 財産収入

- ・財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用財産のうち、事業化が見込めないものについては処分や貸付を積極的に進めて、自主財源の確保に努めること。
- ・特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること。

⑥ その他

- ・市税はもとより、保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）ともに法令及び条例等の規定に基づき適切に徴収を実行し、未収入金の縮減に努めること。
- ・可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要であり、広告導入や公有財産の売却・貸付に加えて、事例の無い手法についても柔軟な発想をもって自主財源確保に取り組むこと。

(2) 歳出

① 事務事業

(見直しに当たっての基本的考え方)

- ・漫然と事業を継続させることは厳に慎み、事業の新陳代謝を促進するため既存事業の廃止・縮小等を検討し、財源の捻出に努めること。
- ・特に3年を経過した事業にあつては必ず見直し及び廃止を検討し、引き続き事業実施が必要な場合は、現状の社会情勢等を鑑み見直しの上、新規事業として要求すること。
- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえたうえで、事業の必要性、優先度、実施手法等を総合的に検討すること。
- ・国、県補助金を受けて事業執行してきたもので、その補助金が廃止されるものについては、真にやむを得ないもの以外は廃止を検討すること。
- ・ふるさと洲本ももっとも応援基金を財源として積極展開してきた事業については、当面の間ふるさと納税収入が見込めなくなったことから、真に必要な事業内容に見直しを図ること。

(新総合基本計画・第3期総合戦略への対応)

- ・策定から2年目にあたる両計画に掲げる本市の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていくための新たな施策について、社会の変化に伴う市民ニーズの把握に努め、民間活力も活かしながら施策展開を図ること。

(物価高騰等への対応)

- ・物価高騰については、市民生活や事業者の状況把握に努め、国・県の施策の動向等を踏まえて、真に必要な支援策を検討すること。
- ・経常経費への影響額抑制のため、仕様の変更による事業費の抑制、代替手法の検討など、単に歳出の増加だけではない手法が選択できないか、十分に整理し、場合によっては、受益者負担の増加などについても検討すること。

(行政のデジタル化への対応)

- ・「洲本市DX推進計画」に基づき、デジタル田園都市国家構想交付金の活用などにより行政手続きのオンライン化や職員の働き方改革の推進に向け、業務の効率化に取り組むこと。
- ・地方公共団体の情報システムの標準化（令和7年度末までに移行）に伴うシステム構築等にあたっては、二重投資とならないよう国・県の動向に留意し、運営開始後の仕様変更や保守管理において、業者の変更選定が可能となるよう標準仕様での構築に留め、原則としてカスタマイズは行わず、真に必要なものについてのみに留めること。

(「大阪・関西万博」に向けた施策展開)

- ・「大阪・関西万博」の開催を契機とした公民連携による賑わい創出や観光誘客の仕組みづくり、シティプロモーションの取組を検討すること。

(ふるさと納税問題の政策提言への対応)

- ・第三者調査委員会からのふるさと納税問題に関わる業務に加えた事務改善のための28項目の政策提言について、その実現に向けた取組を進めること。

(成果重視の施策展開)

- ・議会審議や事務事業評価等を通じて、指摘等のあった事項について、改善に取り組み、その内容を予算に反映させ、今後の施策展開に努めること。
- ・地域の活性化に配慮した民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。

(施設維持費、業務委託等)

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図るとともに、漫然と継続することがないように留意すること。
- ・「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の対策内容に沿った計画的な施設の維持管理、修繕に努めること。
- ・業務委託の実施においては、原則として入札により業者を選定し、随意契約による場合は、「洲本市随意契約ガイドライン」に基づき適切な運用を図ること。
- ・指定管理者制度等による民間活力の活用についても検討すること。
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため、積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと（ただし、計画策定等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと。）

(職員給与費)

- ・職員給与費については、令和5年10月の現員現給を基礎に、今後予定されている人事院勧告や定期昇給見込額を反映した額を算定すること。
なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること。
(職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること。)

(債務負担行為)

- ・新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討したうえで、必要に応じて債務負担行為を設定すること。

② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえた効率的・重点的な整備に努めるとともに、LED化を始めとした脱炭素化への取組を推進すること。
- ・公共施設等の整備・改修については、当該施設の現況を十分に把握するとともに「公共施設等個別施設計画」を踏まえて、将来の更新費用の平準化や機能の集約・統合等を検討した予算とすること。
また、インフラ整備についても将来負担を考慮した計画的な維持管理による予算とすること。

(3) 公的施設

- ・公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合、民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること。
- ・借地料を負担している施設については、決算審査の指摘事項にあるとおり、見直しの検討について目標年次を定めるなど積極的に推進すること。

(4) 特別会計・企業会計

- ・特別会計は、特定の事業に係る歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、会計ごとの歳出は会計ごとの歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入にあたっては、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。(単なる赤字補填では繰入を行わないものであること。)
- ・企業会計は、独立採算を基本とすることから、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、長期的見通しに立って、経営の健全化、効率化を図ること。

(5) 外郭団体等

- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性と補助金等の財政支援が目的に応じて必要最小限となっているか、財政的自立のための経営努力を行っているかの観点から検証すること。
- ・委託事業については、団体への支援ではなく事業の主体は市であることを再認識し、各所管において当該団体の業務内容、収支等の財政状況を確認したうえで、所要額を算定すること。

(6) その他

- ・年間見込額を要求すること。(事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応は慎むこと。)
- ・国の制度改正内容が明らかになるのが予算編成作業途上になるものもあると考えられることから、各部局は国の動向等に留意のうえ、財務部との連携を密にすること。
- ・今後、国の動向を注視し、国の補正予算が編成された場合には、令和6年度当初予算からの前倒しなども含め、速やかに対応ができるよう準備に努めること。